

地域包括支援センターの概要

資料6-②

1、業務概要 身近な地域の総合相談窓口(ちらし裏面参照)

2、設置の要否

市町村は、「地域包括支援センター」を直営で設置できる(介護保険法第115条の46第2項)。
また、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人へ市町村から同センターの設置を委託することができる(法第115条の46第3項)。

本市は ⇒ 委託している ⇒(注) 委託している場合でも、「市町村は、その設置の責任主体として、地域包括支援センター運営協議会の議を経て、センターの運営について適切に関与しなければならない」とされ、市町村の積極的な関与を求めている。

3、人員基準等

「地域包括支援センター」は、「国の基準」を遵守しなければならない(法第115条の46第4項)。

「国の基準」(則第140条の66)

- ① 各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。
- ② 「地域包括支援センター」には、65歳以上の人口が3,000人以上6,000人未満ごとに専従で常勤の職員を原則として次のとおり3人配置しなければならない。
 - ア 保健師その他これに準ずる者 1人
 - イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
 - ウ 主任介護支援専門員(通称「主任ケアマネジャ」)その他これに準ずる者 1人
- ③ なお、担当区域の人口規模が2000人以上3000人未満の場合は、上記②のアとイか、アとウの2人配置も、「地域包括支援センター運営協議会」で認められた場合は、可能とされている。
- ④ 地域包括支援センターは、「地域包括支援センター運営協議会」の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

「地域包括支援センター運営協議会」

この機能を有する機関が、本市においては「生駒市介護保険運営協議会」である。

4、具体的な設置運営

国から「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発1018001他)で、具体的な設置や運営について通知されている。

(所掌事務)・・・「地域包括支援センター運営協議会」=「生駒市介護保険運営協議会」

- ① センターの設置等に関する事項の承認に関すること。

・・・センターの担当圏域の設定など

- ② センターの業務方針に関すること

- ③ センターの運営に関すること

・・・a 毎年度、センターの事業計画書及び予算書、事業報告書及び決算書の提出を受ける。

b 事業が適切に実施されているかどうか、aの事業報告書等によって定期的に又は必要ときに、事業内容を「評価」する。

- ④ センターの職員の確保に関すること。

- ⑤ その他「地域包括ケア」に関すること。

5、本市の設置数

6箇所(ちらし、位置図参照)

悩み・疑問・相談ごと 一人で抱えこんでいませんか？

介護や健康のこと (介護予防ケアマネジメント)

- 介護予防サービスを利用したい
- 身体の機能に不安がある
- 高齢者が利用できるサービスを
紹介してほしい など



さまざまな相談ごと (総合相談)

- 近所の一人暮らし
の高齢者が心配
- 高齢者についての
制度や地域資源の
相談 など



生駒市

地域包括支援センター

まずは、ご相談ください！



社会福祉士

保健師

主任ケアマネジャー

(または看護師)

※お住まいの住所地によって、担当の地域包括支援センターが決まっています。裏面をご覧ください。

権利を守ること (権利擁護)

- 悪質な訪問販売の被害が心配
- 財産管理に自信がなくなってきた
- 虐待にあっている？ など



暮らしやすい 地域のために

(包括的・継続的ケアマネジメント)

- 暮らしやすい地域に
するために、必要な
機関とのネットワー
クづくりをおこない
ます。



地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域でその人らしい生活を送ることができるよう総合的に支えています。

地域包括支援センターの名称とその担当エリア

地域包括支援センターは、下表のとおり、利用される方の住所地によって担当センターが決まります。

名 称	電話番号/所在地	担 当 地 域
生駒市フォレスト 地域包括支援センター (軽費老人ホーム長命荘内)	☎ 78-4888 FAX 78-1640 北田原町 2429-4	高山町、ひかりが丘、北田原町、西白庭台、鹿畑町、美鹿の台、 鹿ノ台東、鹿ノ台西、鹿ノ台南、鹿ノ台北
生駒市阪奈中央 地域包括支援センター (阪奈中央病院北隣)	☎ 73-9448 FAX 73-9447 俵口町 444-1	南田原町、喜里が丘、生駒台南、生駒台北、新生駒台、 松美台、俵口町の一部(阪奈道路以北)
生駒市東生駒 地域包括支援センター (東生駒病院内)	☎ 75-3367 FAX 71-8086 辻町 4-1	辻町、小明町、谷田町、桜ヶ丘
生駒市社会福祉協議会 地域包括支援センター (デイサービスセンター幸楽内)	☎ 73-7272 FAX 74-3610 北新町 3-1	北新町、俵口町の一部(阪奈道路以南)、東松ヶ丘、西松ヶ丘、光陽台
生駒市梅寿荘 地域包括支援センター (総合支援センターあすさ内)	☎ 74-8134 FAX 71-8122 西旭ヶ丘12-3	山崎町、東旭ヶ丘、西旭ヶ丘、新旭ヶ丘、東新町、山崎新町、本町、元町、 仲之町、門前町、軽井沢町、東生駒、東生駒月見町、東菜畑、中菜畑、 西菜畑町、菜畑町、緑ヶ丘、萩原町、藤尾町、西畑町、鬼取町、 小倉寺町、大門町、有里町、小平尾町、青山台
生駒市メディカル 地域包括支援センター (生駒メディカルセンター北訪問看護ステーション内)	☎ 71-3500 FAX 76-7700 高山町 7287-4	上町、白庭台、真弓、真弓南、あすか野南、あすか野北、あすか台、北大和、上町台
生駒市メディカル 地域包括支援センター (介護老人保健施設優楽内)	☎ 77-7766 FAX 76-7700 小瀬町 324-2	壱分町、さつき台、小瀬町、南山手台、東山町、萩の台、乙田町

【問い合わせ先】 生駒市役所介護保険課 電話：74-1111